

募集

「森林を守るための活動」や
「森林への理解が深まる活動」を募集します!

令和6年度 紀の国森づくり基金活用事業

募集期間：令和5年12月4日～令和6年1月12日

森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とした「紀の国森づくり税条例」及び「紀の国森づくり基金条例」が、平成19年度から施行されています。

県では、両条例に基づき、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るために、紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）を実施します。

この公募事業は、県民主体・県民との協働を重視し、県民自ら企画立案し、実施する活動を公募し、審査・選定のうえ助成するものです。

紀の国の森林を守り育てる活動や、県民の森林への理解が深まる活動など、多くのご応募をお待ちしています。

どんな活動が対象になるの？

- 森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する活動
- 県民自らが企画立案、実施する活動

森とあそぶ・まなぶ

- ・森林の重要性の普及、啓発
- ・森林を舞台にした遊び、まなぶ場の提供
- ・森林環境研修
- ・森林・林業体験（教室、ツアー等）



森をつくる・まもる

- ・放置され荒廃した森林の整備
- ・異分野協働による森づくり
- ・歴史的、文化的価値の高い樹木等の保存
- ・森林整備リーダーの育成



森をいかす

- ・公共の場における木材の利活用
- ・森の宝物（木の実、キノコなど）の利活用
- ・森林の利活用に関する調査、研究



その他、紀の国森づくり基金条例の趣旨に合っているもの

募集の概要はこちら

1 応募資格

県内に事務所又は営業所を有する法人、その他の団体

2 応募期間

受付期間 令和5年12月4日（月）～令和6年1月12日（金）

※ 郵送の場合は応募締切日消印まで有効

※ 対象となる経費や事業内容等についてお気軽にご相談ください

3 応募方法

申請書類に必要事項をご記入のうえ、持参、郵送又はeメール等で最寄りの県振興局林務課へ提出して下さい。（下記に各振興局の住所等を記載しています。）

公募要領と所定の申請書は、県庁森林整備課及び各振興局林務課に設置しています。

また、県庁森林整備課のホームページからも公募要領等をダウンロードできます。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070700/kikin/koubo_jigyou.html

4 選定方法

ご応募いただいた事業については、紀の国森づくり基金条例に基づいて設置した「紀の国森づくり基金運営委員会」において審査をした上で、知事が選定します。

なお、県が特に必要と認めた場合、委員会等の場において説明を求めることがあります。

5 その他

詳しくは「紀の国森づくり基金活用事業公募要領」をご覧下さい。

6 お問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県 農林水産部 森林・林業局 森林整備課 緑化推進班

TEL 073-441-2973 FAX 073-432-5850

または、最寄りの県振興局 林務課まで

※ 紀の国森づくり基金活用事業は、紀の国森づくり税を原資として実施しています。

※ ご応募いただいた事業については、令和5年度予算成立後予算の範囲内において採択の可否を決定します。



次代につなぐ紀の国の森

お問合せ先	住 所	電 話 番 号
県庁 森林整備課 緑化推進班	和歌山市小松原通1-1 東別館3F	073-441-2982
海草振興局 農林水産振興部 林務課	和歌山市小松原通1-1 第2南別館3F	073-441-3366
那賀振興局 農林水産振興部 林務課	岩出市高塚209	0736-61-0015
伊都振興局 農林水産振興部 林務課	橋本市市脇4丁目5-8	0736-33-4910
有田振興局 農林水産振興部 林務課	湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1263
日高振興局 農林水産振興部 林務課	御坊市湯川町財部651	0738-24-2912
西牟婁振興局 農林水産振興部 林務課	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7911
東牟婁振興局 農林水産振興部 林務課	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	0735-21-9612